

## 【新刊紹介】

# 都史資料集成Ⅱ 第6巻

元公文書館 史料編さん担当専門員  
小野 美里

### はじめに

『都史資料集成』は、三多摩地域の旧東京府編入以後の明治27（1894）年以降を対象に、近現代の東京に関する基本的資料を収録するテーマ別の資料集である。平成25年度からは、第Ⅱ期として『都史資料集成Ⅱ』を刊行中である。本稿では、本年度刊行の『都史資料集成Ⅱ』第6巻について、その概要を紹介したい。

### 1 本書のテーマと構成

本書は、高度経済成長期を迎えた昭和30年代を主な対象とし、＜「都市公害」の時代＞をテーマに、この時期噴出した都市問題の中で大きな比重を占め、「都市公害」（以下、括弧を略す。）と総称された問題に関する資料を収録した<sup>1</sup>。

昭和20年代太平洋戦争による空襲で大きな被害を受けた東京都（以下、「都」という。）は、終戦後は連合国軍による占領の下、厳しい財政的制約の中で緊急対策や諸施設の復旧にあたった。しかし本格的な復興事業が進まないうちに、再び人口増加が進行し、朝鮮戦争を契機に、経済活動も活性化した。

そして昭和30年代には高度経済成長期を迎え、昭和37年（1962）には都民人口一千万を超えた。都民所得も驚異的な伸長をみせたが、一方その負の側面である大気汚染や騒音振動、地盤沈下、悪臭、水質汚濁等の諸現象の一層の拡大と複雑化に直面する。そこで昭和35年（1960）、都は新設の首都整備局に都市公害部を設け、公害対策の一元化と推進を図った<sup>2</sup>。

これら諸現象はいずれも深刻であったが、そのうち都においていち早く社会問題化したのは水質汚濁であり、本書ではこの問題を主軸に構成した。

ここで都市における水の用途を確認しておくとして、第一に、飲料・生活用水として、住民の健康や生活に直結する。第二に、農業・漁業・工業いずれの生産活動にも不可欠な資源である。第三には、レクリエーション・スポーツ等での活用や都市美化の観点から、良好な環境が望まれる要素である。

しかし昭和30年代の都では、下水道施設が整わないまま、急激な人口増と経済成長を迎え、河川・湖沼・港湾その他公共に用いられる水路等（以下、「公共用水域」という。）の汚染が進行した。その主因は河川の水質悪化にあり、濁った河川は悪臭を放ち、農業・漁業に影響が出始めた。昭和33年（1958）、江戸川下流で東京内湾の漁業者と沿岸の製紙工場との間に

大きな衝突事件が起こったことで、国も法整備を急ぎ、同年中に水質二法と呼ばれる法律（後述）が制定された。

このように水質汚濁は、良好な水環境を前提とする生産活動に打撃を与え、真っ先に社会問題化し、国の法整備を促した。その結果、早くから国と都双方の施策が緊張感を保ちながら展開した点で、他の公害問題とは異なる様相をみせた。

加えて昭和34年(1959)、5年後の第18回オリンピック競技大会の東京開催が決定すると、都市美化の観点から河川の浄化が課題となる。河川の汚濁は、首都としての体面に関わる問題でもあった。さらに首都圏整備事業<sup>3</sup>と関連し、多摩地域の開発が活発になると、多摩川の汚染が進行し、上水（水道水）への影響、すなわち都民の健康への影響が懸念された。

以上のように、大都市・東京における水質問題は、人々の健康的な生活や、様々な営みに直結する。だからこそ、これまでにない規模の汚染の進行は、行政にとって放置できない問題となった。

本書が対象とする昭和30年代は、国と都の計画・政策と、都市問題への対処が、複雑に絡まりながら展開する時期であり、水質汚濁問題をはじめとする都市公害は、この時期の都政を理解する上で有効な視角の一つといえよう。

以上を踏まえ、本書は以下のように構成した。

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| 第一 都条例による公害規制 | 第二 深刻化する水質汚濁と水質二法の制定 |
| 第三 公害行政の一元化   | 第四 「都市公害」対策の展開       |
| 第五 東都政下の到達点   |                      |

## 2 本書の関連資料について

### <東京都公文書館所蔵資料>

#### ●東京都文書

##### 重要施策の検討・決定資料：庁議・首脳部会議文書

東京都では、最高幹部が都の重要事項を討議・決定する会議体として、昭和24年(1949)より庁議を設置した。この庁議の場で、公害に関する重要事項について検討された記録がある。

昭和37年(1962)9月には東京都庁議規則の改正があり<sup>4</sup>、庁議に付議する事項を予め協議する場として「事前協議」が創設され、別名「首脳部会議」といわれた。その後39年8月東京都庁議等設置及び運営に関する規則が制定されると、「事前協議」は廃止され、代わりに「首脳部会議」が庁議に付議すべき事案を事前に検討する場に位置付けられた<sup>5</sup>。したがって首脳部会議の文書のなかにも、庁議に付議する前に検討された公害関係の記録がある。

##### 公害対策に関する公文書

当館には、現時点で都市公害部が作成・収受した公文書は移管されていない。ただし同部の成立(昭和35年)以前は、複数の局がそれぞれ管轄する範囲で公害対策にあたり、同部成立後も公害問題と密接な関係をもったため、担当各局(広報渉外・経済・建設・衛生・清掃・水道・下水道局等)が関与する都文書に、公害問題に関する文書が含まれることがある<sup>6</sup>。

また各局が起案した条例規則類の案は、総務局文書課が一元的に処理し、議会に提案したため、公害行政や担当部局の設置・改編に関わる条例規則類の起案文書が、総務局が作成・収受する文書に含まれる<sup>7</sup>。

### ●庁内刊行物<sup>8</sup>

都が制定した条例規則類を登載する刊行物として、『東京都公報』があり、公害に関わるものの条文を確認することが可能である。

各年度の都市公害部の施策の概要は、毎年刊行される『都政概要』『行政資料集録』により把握することができる。また都市公害部（のち公害局）でも、『東京都における都市公害の概況』等と題する刊行物を不定期に刊行し、その時々々の状況を概括した。

また都市公害部が作成した刊行物のうち、重要なものの一つに、東京都都市公害対策審議会の議事録がある。

この議事録は、総会・部会・小委員会それぞれについて作成され、公害という未知の問題に対し、専門家の力を借りて、何に重点を置いて政策を立案したかを跡付ける貴重な記録である。当館で欠号となっている議事録については、他機関の所蔵調査を行い（詳細は【表3】参照）、本書には初期の議事録の一部を収録した。

なお既述のように、公害問題に関わる都の局は複数にわたるため、それぞれの局が作成した刊行物の中にも、公害関係のものが含まれている。



【図1-1】東京都文化スライド第72輯『川をきれいに』（昭和33年6月）



【図1-2】同第94輯『ばい煙と騒音』（昭和35年4月）

### ●視聴覚資料

東京都文化スライド（のち東京都広報スライド）

当館では視聴覚資料として、昭和27年から44年まで製作された「東京都文化（広報）スライド」を所蔵している。そのなかに、東京都文化スライド第72輯『川をきれいに』（昭和33年6月）・第94輯『ばい煙と騒音』（昭和35年4月）、東京都広報スライド第144輯『都市公害』（昭和40年9月）などの関連タイトルがある<sup>10</sup>。

#### 東京都広報写真

戦後都の広報担当部局が撮影・使用した広報写真のうち、当館が引き継いだ写真の中に、都が公害対策に取り組む様子を映したのものがある（【図2】は一例）。



【図2】広報車「川をきれいにする運動」（昭和34年7月28日）  
出典：東京都広報写真 25371

当該資料の一部は、当館デジタルアーカイブで公開されている（情報検索システム資料種別：視聴覚資料）。このほか、現在の広報担当（政策企画局戦略広報部戦略広報課戦略広報担当）においてもホームページ上で都政記録写真を公開している<sup>11</sup>。

#### <他機関の所蔵資料>

##### ●東京都環境科学研究所資料室 所蔵資料

同研究所は、昭和43年（1968）美濃部亮吉都政下に発足した東京都公害研究所の後継組織であり、資料室に都の公害行政に関わる文書・刊行物を豊富に所蔵する。全国の自治体等が作成した公害関係の刊行物や公害に関わる図書類も多い。

ここには他の機関にはない都市公害部の刊行物の所蔵があり、その中に東京都都市公害対策審議会の成立以来の議事録等も含まれ、都の公害研究を行う上で重要な資料を利用に供している<sup>12</sup>。

##### ●その他

上記以外の公共図書館・大学図書館・資料館等でも、都が作成した公害関係の刊行物の所蔵があり、本書では都立中央図書館、国立国会図書館が所蔵する資料を収録した。

#### <収録外の資料>

##### ●都議会・国会の会議録

地方自治法に基づいて都議会に権限がある事案（条例の制定・改廃、予算・決算・契約の議決、陳情受理等）のうち、公害に関するものの議事録類は、当館だけでなく、都議会図書館にも所蔵がある。

後述する水質二法（昭和33年）やばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和37年）等、国が制定した公害に関する法律については、国立公文書館に関連文書が所蔵されている。またこれに伴う国会での議事については、国立国会図書館の所蔵資料によって確認できる。

##### ●具体的な紛争に関わる記録・議事録等

紛争に関する具体的記述を多く含むため、口絵に掲載があるもののほかは、本書に収録していないが、当館閲覧室での利用が可能である。

##### ●都民の声

当該期の都では、公害に伴う苦情・陳情等の統計調査を実施しただけでなく、都民から直接意見等を聴取する機会を設けていたことが、その報告書等からわかっている<sup>13</sup>。紙幅の都合で本書には掲載できなかったが、これらの記録は、都民が公害についてどう受け止めていたかを垣間見る重要な資料といえよう。

### 3 各章の概要

#### 第一 都条例による公害規制

この章では、本書の主たる対象の前史というべき昭和20年代の公害対策を扱った。

東京都においては昭和24年8月東京都工場公害防止条例及び同施行規則を制定した。その背景には、昭和22年の労働基準法の制定があった。同法の制定により、工場法（明治44年（1911）制定、大正5年（1916）施行）が廃止されると、これを根拠とする工場取締規則も失効した。戦前の東京府（昭和18年7月以後東京都）時代には、同規則が公害を一定程度規制する役目を果たしていたが、労働基準法にはその性格はない。そのため工場の立地や環境への悪影響に対し、何も制約がかからない状態となった。こうした事態に全国に先駆け

て対処したのが、都の工場公害防止条例であった。

同条例は、戦前以来の工場取締規則をベースに、工場に公害防止設備の設置を義務づけ、工場の新增設・用途変更・機械設備の新增設等に対し、認可制度をとった<sup>14</sup>。

また本章では、騒音防止に関する条例（昭和29年（1954）1月）、東京都ばい煙防止条例（昭和30年10月）の制定に関する資料を収録し、条例制定により都が独自にどのような対策を講じたかを示した。

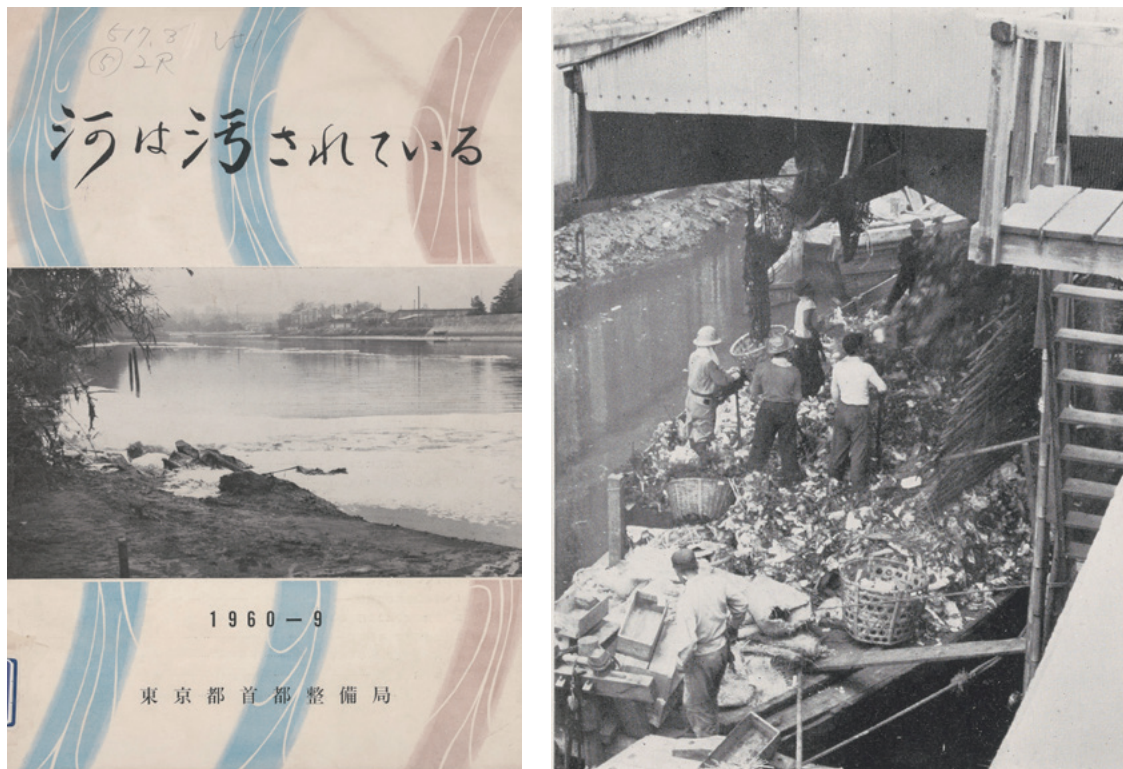
## 第二 深刻化する水質汚濁と水質二法の制定

この章では、昭和30年代に入ってからからの状況、具体的には、水質汚濁の深刻化と紛争の発生、及び水質二法の制定とその運用に関する資料を収録した。

水質二法とは、昭和33年（1958）に制定された公共用水域の水質の保全に関する法律と、工場排水等の規制に関する法律である（以下前者を「水質保全法」、後者を「工場排水規制法」、本稿では総称して「水質二法」という。）。

水質保全法が規定する事項は、大きく二つに分かれる。その第一は、水質基準の設定で、汚濁の著しい特定の地域を指定し、その水域に出される排水に水質基準を定め、汚濁の規制を図ることにあり、その設定は、経済企画庁内の水質審議会が行った。

その第二は、仲介員制度、すなわち水質汚濁に起因する紛争を処理するための制度である。仲介員制度は各都道府県におかれ、一般公益を代表する人物、及び工業・農業・水産業その他の産業又は公衆衛生に関し学識経験を有する人物のうちから、知事が毎年15人以内の仲介員候補者を委嘱した。都では昭和35年2月に、仲介員候補者15名が委嘱され、仲介制度の運営要綱が定められている。



【図3】東京都首都整備局『河は汚されている』昭和35年（請求番号：都市C71）

工場排水規制法は、水質保全法により定められた水質基準に適合するよう、製造業等の施設から排出される汚水等の処理の規制を図るものであった。しかしほとんどの規制権限が国の省庁（通商産業・厚生・運輸・大蔵・農林の各省等）に属し、知事の権限は規模の小さい一部の業種に限られた。

また水質二法に基づき実際に規制が開始されるまでには、長い年月を要した。都の河川で、水域の指定・水質基準の設定が始まったのは、4年後の昭和37年（1962）4月の江戸川水域からである。さらにその2年後、隅田川水域（「荒川水域甲」昭和39年8月）が指定され、都内のほぼ全ての水域が指定水域となったのは、昭和42年（1967）2月のことだった<sup>15</sup>。

### 第三 公害行政の一元化

この章では、首都整備局の新設に伴う都市公害部の成立（昭和35年）と、それ以後の公害対策の展開に関わる資料を扱った。

首都整備局は、これまで都市整備に関わる業務を担当していた複数局、すなわち広報渉外局（国土総合開発事業・首都圏整備事業を担当）、建設局（都市計画を担当）、建築局（建築規制を担当）の機能を統合し、計画の執行機能を強化するために、昭和35年7月2日に成立した。

昭和25年（1950）に制定された首都建設法は、所期の効果をあげなかったが、新たに制定された首都圏整備法（昭和31年（1956）施行）では、東京の周辺地域を一体とした首都圏を設定し、首都の過大化の防止と重要施設の整備促進を図る計画が推進されることとなった。

【表1】首都整備局都市公害部の幹部職員

年次※	昭和36年3月		昭和37年8月		昭和38年10月		昭和40年3月	
役職	局長(首都整備局)	山田正男	局長(首都整備局)	山田正男	局長(首都整備局)	山田正男	局長(首都整備局)	山田正男
	部長	野尻高経	部長	野尻高経	部長	山畑禄郎	部長	藤井頼一
	計画課長	富沢操	計画課長	笹本四郎	計画課長	笹本四郎	計画課長	笹本四郎
	環境課長	大野達二	環境課長	大野達二	環境課長	大野達二	環境課長	川浪嘉明
			水質保全課長	山田一利	水質保全課長	山田一利	水質保全課長	山田一利
	工場公害課長	安部勇三郎	工場施設課長	小林茂	工場施設課長	脇坂忠良	工場施設課長	脇坂忠良
出典	『東京都職員名簿 昭和36年度版』 東京都総務局人事部監修 官界 新報社 昭和36年3月		『東京都職員名簿 昭和37年度版』 東京都総務局人事部監修 官界 新報社 昭和37年8月		『東京都職員名簿 昭和38年度版』 東京都総務局人事部監修 行政 技術研究所 昭和38年10月		『東京都職員名簿 昭和40年度版』 東京都総務局人事部監修 行政 技術研究所 昭和40年3月	
年次※	昭和41年3月		昭和42年4月		昭和44年11月		昭和45年11月	
役職	局長(首都整備局)	山田正男	局長(首都整備局)	山田正男	局長(首都整備局)	石井興良	局長(首都整備局)	橋本博夫
	部長	藤井頼一	部長	富沢操	公害防止計画部長	村松嘉徳	公害防止企画部長	井原平
	計画課長	笹本四郎	計画課長	笹本四郎	公害規制部長	石田辰次郎	公害防止部長	川浪嘉明
	環境課長	川浪嘉明	環境課長	川浪嘉明	公害研究所 所長	戒能通孝	公害規制部長	石田辰次郎
	水質保全課長	山田一利	水質保全課長	野間久生			公害研究所 所長	戒能通孝
	工場施設課長	関節夫	工場施設課長	関節夫				
	産業保安課長	大久保秀政	産業保安課長	三上主啓				
出典	『東京都職員名簿 昭和41年度版』 東京都総務局人事部監修 行政技 術研究所 昭和41年3月		『東京都職員名簿 昭和42年度版』 東京都総務局人事部監修 行政技 術研究所 昭和42年4月		『東京都職員名簿 昭和44年版』 東京都総務局人事部職員課 昭和 44年11月		『東京都職員名簿 昭和45年版』 上東京都総務局人事部職員課 昭 和45年11月	

※典拠となる名簿には、どの時点で作成したかが明記されていないため、刊行年月を示した。

都も同事業を最重要事業の一つに位置付け、首都圏という新たな枠組みから、これまでの都市計画を再考した。昭和32年度以降、都では首都圏整備委員会が決定した事業計画に基づき、執行する事業の予算が計上されている。

この事業を強力に進めるべく成立したのが首都整備局であり、その中で公害問題を専門に担う部として登場したのが、都市公害部である。同部成立以後、公害問題に対処する審議会等が設置され、国への要望提出のほか、各種調査の実施、事業者への助成・指導、都民の啓発活動など、都の公害行政は新たな展開をみせた（幹部職員の変遷や都市公害部の機構は【表1、2】を参照）。

【表2】都市公害部 組織の変遷

主要事項	(部発足前)	昭和35.7.2 部の発足	
組織			
	37.4.1 水質保全課の新設	40.7.17 産業保安課の新設及び局間移動	
主要事項	43.4.1 東京都公害研究所の新設及びこれに伴う組織改正(一部一研究所)	44.4.1 区市等へ事務委任に伴う組織改正	44.7.5 東京都公害防止条例制定に伴う執行体制の強化(二部一研究所)(次長制を敷く)
組織			

本章では、この都市公害部の成立前後の文書や、昭和35年10月に設置された都市公害対策審議会・都市公害紛争調整委員会の設置に関する資料を収録した。

とくに都市公害対策審議会は、都市公害対策の計画樹立、都市公害の基準、都市公害の防止策を調査審議するものとして設置され、都の公害行政の立案に大きな影響を与えた。

会長は都知事とし、委員は学識経験者・都議会議員・関係行政機関の職員・東京都の職員、それぞれ9人以内合計36人以内とされた。審議会の構成員となったのは、理工学系、あるいは都市計画・公衆衛生を専門とする第一人者等で、その他経済団体幹部も含まれていた。都職員からは、都市公害部の他、関係各局の局長クラスが加わり、国の官庁（運輸・厚生・通商産業・建設の各省、経済企画庁など）の職員も名を連ねている。

審議会にはこのほか、臨時委員や、専門事項を調査するため専門委員がおかれた。専門委員については、関連する理工学系の専門家を中心に構成されている。

また公害現象ごとに部会が設置され、互選により部会長が定められた。「騒音・振動関係部会」や「大気汚染関係部会」の構成員には、一部民間の産業関係者も含まれるが、水質汚濁を扱う「水質悪臭部会」については、理工学系を中心とする専門家のほか、建設省や経済企画庁といった国の職員が含まれるのが特徴的であった。



【図4】第1回東京都都市公害対策審議会（昭和35年11月 於都道府県会館）  
出典：東京都広報写真 27979（右） 27980（左）

#### 第四 「都市公害」対策の展開

この章では、都市公害部成立後の都の政策の展開を、いくつかの側面から見ていった。具体的には、都市公害対策審議会の答申、隅田川対策、事業者への指導・助成、及び多摩川汚染対策に関する資料などを収録している。

都市公害対策審議会の答申については、提出後にこれをうけた調査・試験が実施されただけでなく、国の機関等に要望が出されたほか、国の規制が及ばない項目に対して、都独自の基準設定や行政指導が行われた。たとえ答申がすぐに政策に反映されなくても、数年後に都や国の施策に影響を与えることもあり、この時期同審議会答申が持った意味は、かなり重要だったと考えられる。

【表3】東京都都市公害対策審議会議事録一覧（昭和35年～昭和43年 水質悪臭関連）

作成年 (昭和)	資料名	開催日	対応答申	所蔵機関
総会				A：東京都公文書館 B：東京都環境科学研究所 C：東京都立中央図書館 D：国会図書館
35	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第1回及び第2回）	昭和35年11月15日 昭和35年12月8日		B
36	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第3回）	昭和36年5月8日	第1号 (昭和36年5月)	B
37	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第4回）	昭和37年3月31日	第2号 (昭和37年3月)	A
38	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第5回）	昭和38年3月28日	第3号 (昭和38年3月)	D
39	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第6回）	昭和39年3月30日	第4号 (昭和39年3月)	B
40	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第7回）	昭和40年3月26日	第5号 (昭和40年3月)	A
41	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第8回 第9回）	昭和40年11月8日 昭和41年3月31日	第6号 (昭和40年11月) 第7号 (昭和41年3月)	A
42	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第10回）	昭和42年3月23日	第8号 (昭和42年3月)	A
43	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第11回）	昭和43年3月22日	第9号 (昭和43年3月)	C
水質悪臭関係部会				
36	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第1回）	昭和36年2月1日		B
36	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第2回）	昭和36年3月24日	第1号 (昭和36年5月)	B
36	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第2回）	昭和36年7月24日		B
37	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第4回）	昭和37年3月28日	第2号 (昭和37年3月)	A
37	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第5回）	昭和37年7月17日		B
38	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第6回）	昭和38年3月22日	第3号 (昭和38年3月)	D
38	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第7回）	昭和38年10月18日		B
39	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第8回）	昭和39年3月26日	第4号 (昭和39年3月)	B
39	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第9回）	昭和39年10月16日		A
40	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第10回）	昭和40年3月23日	第5号 (昭和40年3月)	A
41	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第11回）	昭和41年3月29日	第6号 (昭和40年11月)	A
42	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第12回）	昭和42年3月15日	第8号 (昭和42年3月)	A
43	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第13回）	昭和43年3月10日	第9号 (昭和43年3月)	C
小委員会				
37	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会 小委員会経過 昭和36年度	昭和36年8月～37年2月 隅田川小委員会 4回 多摩川小委員会 5回		A
38	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会 小委員会経過 1	昭和37年9月 隅田川小委員会 2回 多摩川小委員会 2回		B
39	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会 小委員会経過	昭和38年11月～39年1月 隅田川小委員会 1回 多摩川小委員会 3回		B

## 第五 東都政下の到達点

この章では、東龍太郎知事の任期が終わり、美濃部亮吉知事による都政が始まる時期に作成された資料を収録した。

本章、すなわち本書の最後に掲載する資料として、昭和42年（1967）10月に開催された庁議の要録を掲載した。この庁議の場では、それまでの公害対策のあゆみを取りまとめた資料が提示され、この時点での到達点と、残された課題が総括されている。

このとき美濃部知事は「現在の都市問題中の道路、交通、河川等すべてこれ公害であるが、この際狭義の公害を報告してもらい、都政白書の中で行くべき路線をはつきり打ち出したい〔傍点は引用者〕」と発言している。同知事がこの場での報告内容、すなわち都市公害を「狭義の公害」とし、自身はより広く公害を捉えている発言は、注目に値しよう。その数年後、昭和44年に都市公害部は廃止となり、公害防止計画部・公害規制部・東京都公害研究所に再編されたように、都市公害という語は、ほぼ都庁で使われなくなっていく。

## 4 その後の公害行政

ここでは、本書の対象時期以後における都の公害対策の展開を見ておきたい。

地域開発や重化学工業化・自動車普及の進展等をうけ、公害問題が全国に広まる中、国は昭和40年（1965）9月に公害審議会を設置、その答申をうけ42年7月には公害対策基本法を制定した。同法には「経済発展との調和」原則が盛り込まれたことはよく知られているが、同法の制定によっても、都の公害の深刻化には歯止めはかからなかった。

そこで都は独自に積極的施策を進め、昭和43年4月に東京都公害研究所を発足させ、翌44年7月には都市公害部を廃止して、公害防止計画部・公害規制部・東京都公害研究所に再編した。

なお同年7月には、東京都公害防止条例が制定され（翌年4月施行）、従来の都の条例と国の法律の重複・混乱を調整するとともに、都の責務の明示・規制対象の拡大が図られた。これに先立つ44年4月には、各区に公害課が設置され、都は騒音に関わる一部の事務等を23特別区長、16市町（青梅市を除く）と狛江町長に委任した。

翌45年10月には、首都整備局から公害局が独立し、次いで46年1月、都は「都民を公害から防衛する計画—1971—」を打ち出した。

その後も東京都公害監視委員会・東京都公害審査会・公害防止管理者を設置するなど（いずれも昭和46年）、都独自に体制を整える一方、近隣自治体や国の行政機関で構成する組織を通じ、広域的に問題に対処した<sup>16</sup>。

従来都の公害対策といえ、昭和40年代以降のこうした積極的施策の印象が強いだらう。しかし、経済発展と環境悪化の板挟みに、最も先駆的・先鋭的に直面したのが、昭和30年代だったといっても過言ではない。こうした状況に、都はどのように対峙したのか。本書収録の資料が、その検証の一助となれば幸いである。

## おわりに

以上本稿では、『都史資料集成Ⅱ』第6巻の概要を紹介した。

本書では、水質汚濁を中心に構成したため、騒音・大気汚染・地盤沈下等、公害と目された他の問題については、十分に扱えていない。だがもちろん、当館は水質汚濁以外の問題に

関する資料も所蔵している。それぞれが深刻な問題であったことはいうまでもなく、国の法制や企業の経済活動と関連しながら、固有の展開をみせている。

水質汚濁以外の領域も含め、今後当該期の公害に対する関心が高まることを願ってやまない。

- 1 当時都が東京における公害について、なぜ「都市公害」と呼称したのか、その理由を明確に説明する資料は確認できていない。そのため都市公害部成立以後の業務の範囲や、用語の使用例から、帰納的に理解せざるを得ない。  
なお地盤沈下は、しばしば公害現象に含まれる現象だが、当該期の都では、都市公害部の職掌に含まれなかった。地盤沈下は、首都整備局の他部課が一部担当したほか、低地対策は建設・港湾局、工業用水は水道局の管轄だった（南関東地方地盤沈下調査会編『南関東地域地盤沈下調査対策誌』昭和49年）。
- 2 「公害」という用語の含意は、使う主体やその目的により違いがあり、たとえ特定の時期を限定しても、その定義を明確に示すことはできない。例えば昭和42年に国が制定した公害対策基本法と、都が昭和44年に制定（翌年施行）した東京都公害防止条例とでは、公害の定義にかなりの差異がある。  
前者（国）は大気汚染をはじめ具体的な項目を列挙し、これに「相当広範囲にわたる」との限定をつけた。一方後者（都）は列挙した項目に「等」をつけ、現象が広範囲にわたるか否かは限定せず、対象に幅を持たせた（参考：富澤操「“公害”とは何か」『教育じほう』298 昭和47年11月）。
- 3 東京都の同事業の実施状況については、当該期の『東京都政概要』で概要をつかむことができる。また関東近県を対象とした首都圏整備事業の歴史を扱った文献に、松本洋幸・大西比呂志編『首都圏形成の戦後史』（日本経済評論社、令和5年）がある。
- 4 規則第140号「東京都庁議規則の一部を改正する規則」『東京都公報』第2506号、昭和37年9月29日
- 5 ただし知事が特に必要と認める事項は、直接庁議に付議することができた（第6条-2）（規則第232号「東京都庁議等の設置及び運営に関する規則」『東京都公報』第2797号、昭和39年8月22日）。
- 6 都市公害部設置後も、関係各局は局横断的な組織を通じ、公害対策について連絡を図っていた。例えば水質汚濁問題について、都市公害部では、昭和35年11月「水質保全事務連絡協議会」を随時開催することになり、各部局との連携、行政施策の立案・実施を図った。同協議会は、企画室、衛生・経済・建設・港湾・清掃・水道の各局、下水道本部および首都整備局水質関係事業部門の主務担当課長で構成された（東京都首都整備局都市公害部『東京都における都市公害の概況』昭和36年 請求番号：環境A245）。
- 7 昭和27年に全面改正された地方自治法において、「統計、広報、条例の立案その他他局の主管に属しない事項」に関する事務は総務局の分掌となった（昭和27年法律第306号「地方自治法の一部を改正する法律」『官報』号外第95号、昭和27年8月15日）。
- 8 当館の個人アーカイブ（金子吉衛関係資料）にも一部関連する刊行物の所蔵がある。同資料群は東京市・東京都で要職についた金子吉衛が業務の過程で使用・入手した刊行物や文献資料等で構成される。
- 9 都市公害部が作成した刊行物は、カテゴリーに応じ番号が付けられ、リスト化されている。このリストが確認できる資料として、東京都公害局『東京都における都市公害の概況』昭和46年（請求番号：環境A242）を参照されたい。
- 10 東京都文化スライドについては、東京都公文書館『都史資料集成Ⅱ 図録東京都政1／2』（平成28／29年）を参照。
- 11 都政記録写真WEB検索システム  
(<https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/photo/info/photosearch.html> 令和7年12月閲覧)
- 12 昭和60年（1985）に有楽町から江東区に移転、東京都環境科学研究所に改称。現在は、公益財団法人東京都環境公社の一組織として調査研究を行っている（公益財団法人東京都環境公社東京都環境科学研究所HP <https://www.tokyokankyo.jp/kankyoken/profile/about> 令和7年12月閲覧）。
- 13 広報渉外局公聴部『河川浄化懇談会の記録（神田川水系）（目黒川、呑川）』昭和34年8月（請求番号：都市C65）、東京都首都整備局都市公害部『東京都公害モニター・アンケートおよび公害モニター通信の結果報告書 第1回』昭和42年（都立中央図書館蔵）など。
- 14 同条例の成立については、後藤彌彦「戦前東京における公害規制と工場公害及災害取締規則」、『自治研究』80(12)平成16年12月／同「東京都工場公害防止条例に関する覚え書：制定の経緯、内容と浦安事件における適用」（同95(10)令和元年10月）が詳しく検討している。  
なおこの条例は、既設工場や不法建築された工場には規制が及ばず、実際には条例違反に対し行政処分発動にまで至ることはなかった。そのため当時から不十分な面が指摘されている。しかし公害の事前防止という点で画期的な内容を含

み、またこれ以後各自治体が公害規制の条例を制定する際の実例・参照先となった。例えば昭和26年に神奈川県が事業場公害防止条例を制定するが、その検討過程で、東京都の公害防止条例の内容が影響を与えたことが指摘されている（村橋克彦「第二次大戦後における公害対策の端緒形態——京浜工業地帯を中心として」津田真澄ほか編『社会政策の思想と歴史』千倉書房1985年）。

15 『都内河川に係る工場排水等の水質基準 昭和42年3月』都市公害部水質保全課、昭和42年（都立中央図書館蔵）

16 例えば昭和46年時点では、全国的な組織として全国大気汚染防止連絡協議会（昭和37年設立）、全国公害行政協議会（昭和40年設立）、関東地方では一都三県公害防止協議会（昭和37年設立）、関東地方公害対策推進本部（昭和46年設立）などがあった（前掲東京都公害局『東京都における都市公害の概況』昭和46年）。